



神奈川県

KANAGAWA

# 地域主権実現のための基本方針



平成19年7月

# 目 次

はじめに .....	1
<b>I めざすべき地域主権型社会のすがた .....</b>	<b>2</b>
1 地域主権型社会のすがた	
2 地域主権型社会実現に向けての県の役割	
<b>II 地域主権実現に向けた取組方針 .....</b>	<b>4</b>
1 県民主体の県政の推進	
2 基礎自治体である市町村の行政権能、財政基盤の強化に向けた支援	
3 広域自治体としての県の機能の純化・強化	
4 将来の広域自治体のあり方に関する議論を踏まえた取組み	
<b>III 取組施策 .....</b>	<b>5</b>
1 県民との対話の推進	
2 NPOなどとの協働の推進	
3 市町村との連携の強化	
4 自主的な市町村合併の推進等に向けた取組み	
5 市町村への権限移譲の推進と関与等の廃止・縮減	
6 国からの権限の移譲や関与等の廃止・縮減	
7 国の政策立案等に関する県の参画の推進	
8 税財源の移譲実現に向けた取組み	
9 課税自主権を活用した取組み	
10 自治基本条例等の制定に向けた取組み	
11 県域を越えた広域行政課題への対応に向けた自治体連携の強化	
12 真の地方分権改革のための道州制をめざした取組み	
<b>IV 基本方針の進行管理 .....</b>	<b>7</b>

## はじめに

本県では、2004(平成16)年3月に、2006(平成18)年度末までの3年間を期間とする「地域主権<sup>1</sup>実現のための中期方針」を策定し、「自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源・権限と責任も自らが持つ」地域主権型社会の実現をめざして、地方分権改革の取組みを着実に進めてきました。

この間、全国的な市町村合併の進展や道州制論議の活発化、地方税財政制度改革等、地方自治体をとりまく環境は大きく変化しています。

しかし、国から地方自治体への権限及び税源の移譲は依然として不十分な状況であり、国と地方の協議の場も未だ法制化されていません。今後とも、地方分権改革推進に向けた積極的な取組みが必要です。

こうした中、地方分権改革推進法の施行、「道州制ビジョン」の策定の動きなど、地方分権改革は、今、まさに、新たなステージに向けて大きな転換期を迎えようとしています。

そこで、これまでの取組みの成果と課題<sup>2</sup>、地方自治体をとりまく環境の変化等を踏まえて、2007(平成19)年度から2010(平成22)年度までの4年間を期間とする「地域主権実現のための基本方針」を策定することとしました。

本県は、約30年前に「地方の時代」を提唱するなど、従来から、全国に先駆けて地方分権改革に積極的に取り組んできました。今後、地方分権改革の新たなステージに向け、この基本方針のもとで本県の取組みをなお一層前進させてまいります。

### 1 地域主権

「地域主権」とは、主権者である住民がそれぞれの地域のことを自らの意思と責任で決定できるということであり、地方自治体がそうした住民の意思を反映するために必要な財源と権限を持つことです。

### 2 「地域主権実現のための中期方針」におけるこれまでの取組みの成果(例)

取組施策	成果(例)
1 市町村への権限移譲の推進と関与等の廃止・縮減	包括的権限移譲の仕組み(チャレンジ市町村制度)の創設
2 市町村合併の取組みへの支援	相模原市と津久井郡各町との合併
3 県民・市町村の県政参加の充実	「知事と語ろう! 神奈川ふれあいミーティング」の開催
4 国からの権限の移譲や国の関与等の廃止・縮減	農地の権利設定及び移転に係る下限面積の認定基準の緩和
5 県の国政参加	国が地方自治体に新たに事務や負担を義務付けるような施策を立案する場合の地方六団体への情報提供の制度化
6 税財源の移譲実現に向けた取組み	本県が提案した「(仮称)三位一体改革推進法」の趣旨に沿った「地方分権改革推進法」の施行
7 課税自主権を活用した取組み	水源環境保全・再生のための個人県民税の超過課税の実施
8 県域を越えた広域行政課題の対応に向けた自治体連携の強化	首都圏連合協議会の設置、山梨・静岡・神奈川三県サミットの開催
9 道州制等の将来の広域自治体のあり方の研究	研究会による報告書のとりまとめ
10 「自治基本条例」の研究	検討懇話会による検討結果のとりまとめ

# I めざすべき地域主権型社会のすがた

個性豊かで活力に満ちた地域社会<sup>3</sup>を実現するためには、「自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源・権限と責任も自らが持つ」という社会をめざす必要があります。こうした社会を地域主権型社会と呼びます。

## 1 地域主権型社会のすがた

地域主権型社会を構築するためには、国に集中している権限や財源を地方自治体に移すことによって、中央集権型の行政システムを地方分権型の行政システムに転換することが必要です。

こうした行政システムの転換により、地域のことは地域で決められるようになるので、住民の声や地域の実情が行政サービスに反映されやすくなります。

地域主権型社会では、住民が負担する税金等は身近な地方自治体で使われることが多くなり、受益と負担の関係が明確になります。そのため、住民は、税金などの負担と必要な行政サービスという受益とを比較しながら、より政策選択がしやすくなります。また、地方自治体が、国が定めた法令や補助金の基準などの全国画一のルールではなく、住民の声に基づく政策を進めるため、それぞれの地域が個性豊かで活力に満ちた社会になります。

## 2 地域主権型社会実現に向けての県の役割

地域主権型社会を実現するためには、住民を主体とする視点で行政と住民の関係を見直すとともに、国・県・市町村を通じた役割分担の抜本的な見直しが不可欠です。そのため、県は次のような役割<sup>4</sup>を果たしていく必要があります。

### 3 個性豊かで活力に満ちた地域社会

県は、平成19年度を初年度とする総合計画として、「神奈川力構想・基本構想」を策定しました。その中で、「神奈川力を高め、新たな時代を創造する」を基本理念に、実現をめざす3つの神奈川として「世界に開かれた活力あふれる神奈川」「ゆとりあるくらしやすい神奈川」「ともに支えともに創る神奈川」を掲げています。こうした神奈川を実現し、個性と特色を活かした地域づくりを進めるためにも、地域主権型社会を確立する必要があります。

### 4 今後、県として重点的に果たしていく機能・役割（例示）

県が広域自治体として引き続き基本的に取り組む分野（治安・教育等）のほか、今後、県が重点的に果たしていく機能・役割を例示すると、①大規模災害や感染症の発生など非常時を想定した危機管理体制の整備、②モデル事業等先導的な取組みの実施や、その成果の普及、③河川上流部の水源涵養と水の利用者との間の費用負担の調整、④現場から距離を置いた「第三者機関」的な調整や裁定、⑤連担する自然環境や広域的な環境の保全、県土の一体的・総合的な整備、⑥広域的な観点からの、産業の活性化対策、生産・流通基盤の整備や高度化、⑦個々の市町村が完結的に充足させることが困難な高度で専門的な行政ニーズへの対応、⑧交通公害対策などの全県的な規制基準の設定、⑨多様化・高度化する行政ニーズに対応する専門人材の育成などです。

- 住民のニーズに応じて、地域のことは地域で決められるようにするため、国・県・市町村のどこがその事務事業を担うことが最もふさわしいのかとの観点から、国や市町村との役割分担の適正化を図ること。
- 住民が、税金などの負担と必要な行政サービスを比較しながら、より政策選択をしやすくするために、県政への県民参加の推進などによる住民自治の一層の充実を図ること。
- 住民の意思が行政サービスに、迅速かつ的確に反映されるためには、住民に身近な行政は、住民に身近な基礎自治体である市町村が行えることが基本であることから、市町村が十分な行政権能<sup>5</sup>や財政基盤を有し、地域の総合的かつ自立性の高い行政主体となるよう支援すること。
- 市町村にも、政令指定都市、中核市、特例市、市、町村というようにその規模及び行財政に相違があり、その態様に応じた多様な関係のもとで、住民の福祉の増進を図るために、広域課題への対応や市町村に関する連絡調整、補完などの広域自治体としての役割<sup>6</sup>を果たしていくこと。

---

#### 5 行政権能

行政権能とは、行政に関する権限や能力のことであり、十分な行政権能を有するとは、ごみ処理や福祉等、住民に身近な行政サービスを含め、地域課題を自ら解決することのできる権限とそれを実施する能力を兼ね備える、ということです。

#### 6 広域自治体に期待される役割

- ・「神奈川県における自治基本条例に関する検討報告書」（神奈川県自治基本条例検討懇話会）

「住民に最も身近な市町村ができる限り総合的に行政サービスを担うことを基本として、県の行政は、市町村が担うことが適当でない役割に純化し、それを強化することを基本とすべきである。

たとえば、市町村相互の連携によっても完結しない広域的行政ニーズ（広域的防災対策、廃棄物対策、大気水質汚濁防止対策など）や市町村で担うと著しく非効率になる高度技術や専門性を必要とする行政ニーズ（高次医療、感染症対策、高等研究施設の設置運営など）等である。」

- ・「神奈川県広域自治制度研究会報告書」（神奈川県広域自治制度研究会）

「神奈川県は、今後の道州制等広域自治制度改革の動向や結果にかかわらず、直面する様々な課題に対し、国に対して積極的に制度改正等を働きかけるとともに、八都県市首脳会議などによる広域連携の取組みに引き続き取り組むなど、広域自治体としての役割をしっかりと果たすことが重要である。」

## Ⅱ 地域主催実現に向けた取組方針

地方分権改革推進法に基づき、国・県・市町村で適切に役割分担をすることとなるよう、権限移譲の推進、義務づけや関与の整理合理化、それに基づく税源配分のあり方等が地方分権改革推進委員会で議論され、地方分権改革推進計画が策定されることとなっています。こうした議論の動向も注視しつつ、地域主権型社会実現に向けての県の役割を着実に果たすため、以下に示す4つを基本的な方針として取り組んでいきます。

### 1 県民主体の県政の推進

県民の意思と責任に基づく県民主体の県政をめざして、県民との対話をより一層推進し、その意思が県政に反映される仕組みを充実します。

また、地域のニーズに対して適切に対応するため、県民やNPO、企業など、多様な主体と協働・連携していきます。

### 2 基礎自治体である市町村の行政権能、財政基盤の強化に向けた支援

基礎自治体である市町村が、県との適正な役割分担と連携のもとに、住民に身近な行政分野を主体的・総合的に展開し、特色ある地域づくりの実現や地域課題への主体的な取組みを進めることができるよう、自主的な市町村合併の推進を図るとともに、より実効性の高い権限移譲の仕組みづくりなど、市町村の行政権能、財政基盤の充実・強化に向けた支援を進めます。

### 3 広域自治体としての県の機能の純化・強化

国・県・市町村の適正な役割分担のもと、広域自治体としての県の機能をさらに強化していきます。

そのため、国に対して、権限や税財源のより一層の移譲、国の関与の見直しなどを働きかけるとともに、課税自主権を活用した取組みに努め、自治体が自らの支出を自らの財源、権限、責任で賄える税財政システムの確立をめざします。

また、国政への県の参画を進めるとともに、広域行政課題に適切に対処するため、近隣自治体との広域連携を強化していきます。

### 4 将来の広域自治体のあり方に関する議論を踏まえた取組み

広域自治体改革の当事者として、道州制の議論を踏まえ、県民との意見交換に努めるとともに、他の自治体とも連携しつつ、様々な場を通じて国等に対して真の地方分権改革に資するように必要な意見を述べるなど、全国的な議論に参画していきます。

## Ⅲ 取組施策

地域主権実現に向けた取組方針に沿って、次の施策に取り組んでいきます。

### 1 県民との対話の推進

県民と知事が意見交換する機会を設けるとともに、県民の意見を県政に役立てる仕組みを充実するなど、県政への県民参加をより一層推進します。

また、情報公開制度を適切に運用するとともに、県が保有する情報を積極的に公表・提供し、県民との情報の共有化を図ります。

### 2 NPOなどとの協働の推進

多様な県民ニーズに的確かつ柔軟に応え、活力ある地域社会づくりを進めるために、県民、NPO、企業などとの協働・連携を一層推進するとともに、互いのネットワークの構築に向けた取組みを進めます。

また、NPOやボランティアなど、地域課題の解決や地域活性化の活動に取り組む人材の育成を図ります。

### 3 市町村との連携の強化

自治体のトップ同士が率直な意見交換を行う市長会議、町村長会議、県・横浜・川崎三首長懇談会、地域別首長懇談会をはじめ、県・市町村間行財政システム改革推進協議会や各事業分野における様々な取組みを通じて市町村との連携強化を図り、一層の協力・信頼関係を築きます。

### 4 自主的な市町村合併の推進等に向けた取組み

「神奈川県市町村合併推進審議会」の答申を踏まえ、県民、市町村、議会から意見をいただきながら、県として「市町村の合併の推進に関する構想」を策定します。また、自主的な合併により政令指定都市や中核市等への移行に取り組む市町村に対して、権限、財源、人材面における総合的な支援の仕組みや、市町村が行う住民自治の拡充などへの支援を検討します。

### 5 市町村への権限移譲の推進と関与等の廃止・縮減

一定のまとまりのある権限を包括的に市町村へ移譲する仕組み（チャレンジ市町村制度）を拡充し、県から市町村への権限移譲を着実に推進するとともに、それに必要な財源などを措置し、移譲を受けた事務を市町村が円滑に執行できるよう支援していきます。

また、市町村への県の関与等のあり方についても、見直しを進めます。

## 6 国からの権限の移譲や関与等の廃止・縮減

地方のことは地方が自主的、自立的に決定できるようにするため、他の自治体と連携して、地方への権限や事務・事業の移譲、国の関与の見直しなどを国に対して強く働きかけます。

## 7 国の政策立案等に関する県の参画の推進

国が地方に関わる政策の立案や制度改革等を行う場合には、地方が国と対等の関係で参画し、意見を反映させる機会を確保するよう、他の自治体とも共同して、国に対して強く働きかけていきます。

また、「国の施策・制度・予算に関する提案・要望」や各種会議等を活用し、国に対して様々な政策提言等を行っていきます。

## 8 税財源の移譲実現に向けた取組み

県民生活から見た望ましい地方税財政制度のあり方について議論し、税源配分見直しの必要性への県民の理解を深めていただきながら、国から地方へのさらなる税財源の移譲に向け、地方六団体<sup>7</sup>及び他の自治体とも連携しつつ、様々な場を通じて国に対して強く働きかけを行っていきます。

## 9 課税自主権を活用した取組み

地域のニーズに応じた行政サービスの充実と負担の公平化の観点から、課税自主権を活用した取組みを進めていきます。

また、県民の理解をより深めていただくため、様々な場を通じて情報提供や意見交換を行っていきます。

## 10 自治基本条例等の制定に向けた取組み

「神奈川県自治基本条例検討懇話会」の検討結果等を踏まえ、条例の内容などについて県民、市町村、議会と幅広く意見交換を行うなど、条例の制定に向けた取組みを行っていきます。このほか、条例制定権を活用し、広域自治体としての課題等の解決に取り組みます。

---

<sup>7</sup> 地方六団体

全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会



## 11 県域を越えた広域行政課題への対応に向けた自治体連携の強化

環境問題、防災・危機管理対策、青少年の健全育成、観光、交通など、県域を越えた広域行政課題に適切に対処するため、八都県市首脳会議<sup>8</sup>や山梨・静岡・神奈川三県サミット<sup>9</sup>など、近隣自治体との協調・連携を強化します。また、首都圏連合フォーラム<sup>10</sup>など、民間との連携も進めます。

## 12 真の地方分権改革のための道州制をめざした取組み

全国的な道州制の議論や広域連携の実績等を踏まえ、広域自治体改革の当事者として、真の地方分権改革につながる制度改革となるよう、他の自治体とも連携しつつ、様々な場を通じて国等に対して強く働きかけていきます。また、「神奈川県広域自治制度研究会」の検討結果等を活用して、道州制に関する情報を県民にわかりやすく提供し、意見交換などを行います。

# IV 基本方針の進行管理

この基本方針に基づく取組みについては、新たな取組みなども含め、毎年度、その実施状況の進行管理を行い、その結果を公表するとともに、多様な県民参加等を実施します。

---

### 8 八都県市首脳会議

長期的な展望のもとに共同して広域的課題に積極的に取り組むための、八都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市）による広域連携組織です。知事及び市長による年2回の首脳会議のほか、職員による下部検討組織があります。

### 9 山梨・静岡・神奈川三県サミット

観光振興や交通体系整備など広域的な行政課題に積極的に取り組むため、三県の知事による首脳会議を平成18年から開催しています。

### 10 首都圏連合フォーラム

首都圏における連携施策に取り組むため、八都県市の知事及び市長と、経済界の代表等民間の方たちなどにより、幅広く率直な意見交換を行う場として、平成18年から開催しています。

# 「地域主権実現のための基本方針」の概要

「地域主権実現のための中期方針」(H16.3～H19.3)

- 地方自治体を取りまく環境の変化
- ・全国的な市町村合併の進展
  - ・道州制論議の活発化
  - ・地方税財政制度改革
  - ・地方分権改革推進法の施行等

取組みの一層の前進が必要

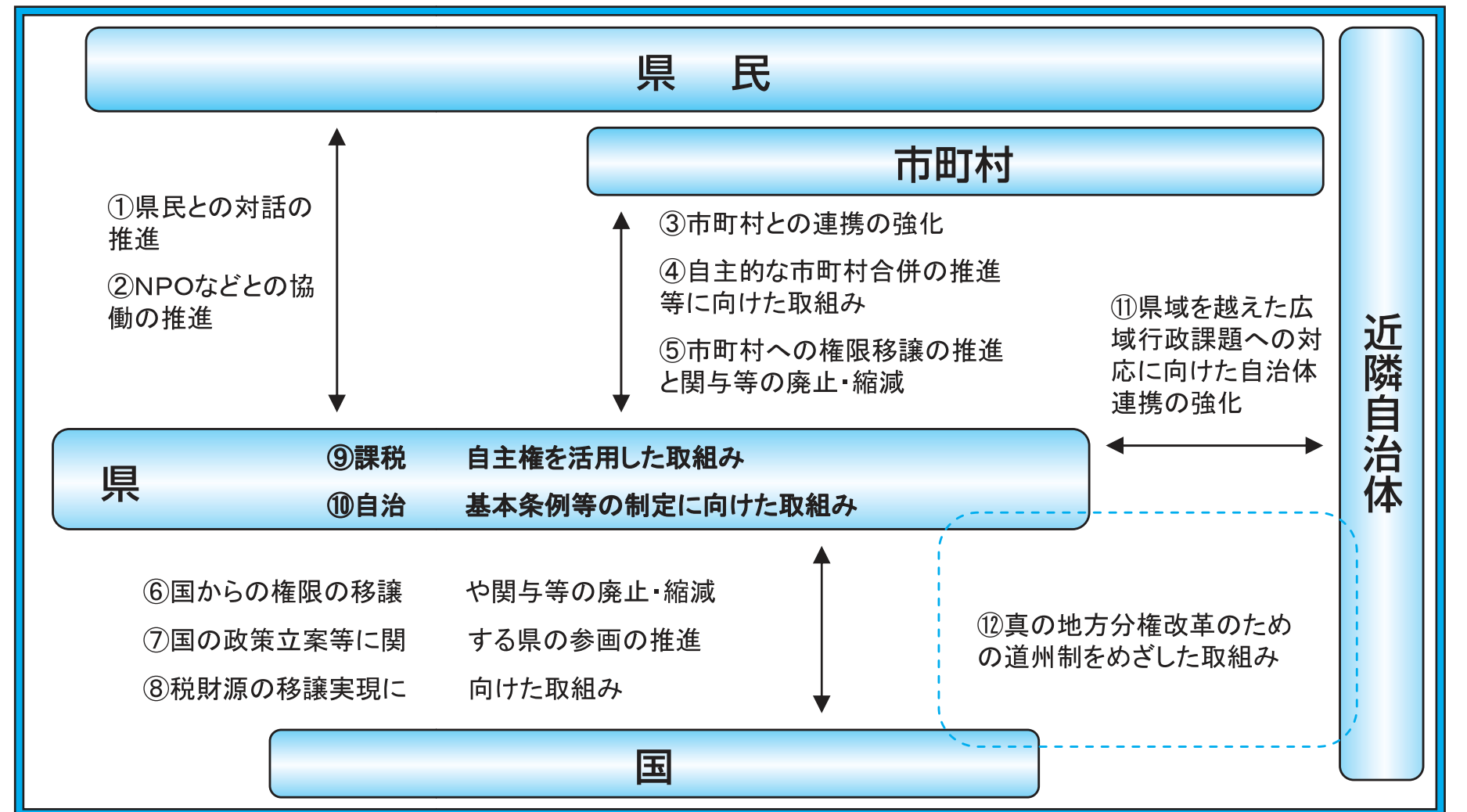
## 地域主権実現のための基本方針

### <県の役割>

- ・国や市町村との役割分担の適正化を図る
- ・県政への県民参加の推進などを図る
- ・市町村が総合的かつ自立性の高い行政主体となるよう支援する
- ・市町村の態様に応じた広域自治体としての役割を果たす

### 4つの取組方針

- 1 県民主体の県政の推進
- 2 基礎自治体である市町村の行政権能、財政基盤の強化に向けた支援
- 3 広域自治体としての県の機能の純化・強化
- 4 将来の広域自治体のあり方に関する議論を踏まえた取組み



個性豊かで活力に満ちた地域社会  
地域主権型社会をめざすことが必要

を実現するためには、

### 地域主権の実現

### 「地域主権型社会」

=自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源・権限と責任も自らが持つ社会



地域主権実現に向けた取組みについては、県民の皆様のご意見をいただきながら進めてまいりますので、率直なご意見をいただければ幸いです。  
なお、県のホームページでも情報提供しています。

**【問い合わせ先】**

〒231-8588 神奈川県企画部広域行政課（所在地記載不要）  
電話(直通) 045(210)3147  
FAX 045(210)8818  
ホームページアドレス <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kouiki/torikumi/torikumi.html>